

山形県観光情報センターについては、令和5年度中に「山形県観光情報センター機能強化事業により、インフォメーションフロア西側部分の内装・設備改修等を実施することとなっております。

当該機能強化事業については、現在、別途公募により決定した受託事業者において実施設計を実施中であり、年度内（令和6年3月25日まで）に施工を完了する予定です。機能強化事業の現時点の内容（同事業受託者公募時の仕様書）については、以下を参照してください。

山形県観光情報センター機能強化事業業務基本仕様書

1 委託業務の名称

山形県観光情報センター機能強化事業業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月25日(月)まで

3 業務の目的

山形県観光情報センター（山形市城南町1-1-1霞城セントラルビル1階内。以下「センター」という。）は、平成13年1月のオープン以来20年以上に亘り、県都の玄関口において国内外の観光客及び県民の方々に県内の観光地・観光施設等の案内をおこなってきた。

オープンから約四半世紀が経過し、この間、インバウンドをはじめとする個人客の増加や体験型・着地型商品といった観光ニーズの多様化など、県内観光をめぐる環境は大きく変化している。

こうしたことを踏まえ、センターの観光案内機能について、職員の対面案内や従来の映像・紙媒体による紹介だけではなく、来館者に山形県の魅力をより直接的に体感できるよう、センターの一部（西側エリア）に係る内装の変更及び新たな備品の設置等を行い、これまで以上に実際の県内各観光地・観光施設への訪問や県産品の購買等の増につなげることを目的として「山形県観光情報センター機能強化事業」を実施する。

4 業務の内容

上記の目的を達成するため、以下の業務を実施すること。

（1）本事業の対象区域

山形県観光情報センター（山形市城南町1-1-1霞城セントラルビル1階内）のうち、西側部分（詳細は、別添2平面図を参照のこと）

※ なお、業務の実施に必要又は効果的であると考えられる場合は、センターの上記区域以外や霞城セントラルビル内の共用部の一部も活用した提案とすること。（考えられる共用部の活用例：センターとビルアトリウムの境界壁の活用等）

ただし、共用部の活用の実現には、霞城セントラルビル管理組合等との協議が必要であることに留意すること。

（2）本事業における基本コンセプト

本事業の基本コンセプトは次に掲げる3点であるため、これらをすべて満たす提案とすること。

- ① 観光客やビジネス客、県民等のビルを利用又は通行する様々な人物が、センター内に足を運んでみたくなるような、立寄りやすさの向上
- ② 県産品（主として県産酒（県産ワイン等を含む））や県内観光施設（主として県内酒蔵（県内ワイナリーを含む））等の魅力を体感し、実際の県内周遊や県産品の購買に誘導
- ③ JR山形駅近くという立地の活用や、周辺施設（山形県総合文化芸術館等）と相乗効果を生む賑わいの創出

（3）業務内容

- ① 機能強化実施企画書の作成
- ② 機能強化実施企画書に基づく内装及び備品の整備
- ③ ②の備品の運用方法(案)の提案
- ④ ①～③の実施に必要な、霞城セントラルビル管理組合及び許認可行政庁（山形市保健所及び山形市消防本部を想定）等との調整等（当該調整のために必要な備品の設置を含む）

（4）内装及び備品の整備に係る基本的事項

- ① 対象区域の空間デザインを行い、必要に応じ、天井や壁面、床（OAフロア）、照明（既存照明有り）の張替え等を行うこと。
- ② 観光客や県民等のセンター来館者が、県産酒や県産ワイン等をはじめとする県産品の魅力を体感できること。
- ③ ②の「県産品の魅力を体感」については、県産酒等に係るコイン式の試飲機の設置とすること。ただし、試飲機の設置よりも効果的に県産酒等の県産品の魅力を体感できる手法を提案できる場合は、試飲機の設置によらない提案を認める。
- ④ ②の「県産品の魅力を体感」により、県内の酒蔵やワイナリーそのほか土産物店等への実際の訪問・県産品の購買につながるよう、センターでの体感だけで終わらないような創意工夫を行うこと。
- ⑤ 来館者の試飲や、対象区域を活用したイベント等に活用できるよう、10～20名程度が使用可能なハイテーブル（又はテーブル及びイス）を設置すること。ただし、場面に応じ柔軟なレイアウト変更ができるよう、ハイテーブル（又はテーブル及びイス）については、原則として軽い可動式のものとする。
- ⑥ ③の試飲機のほか、県産酒のほかにも様々な県産品又は県内観光地の魅力を体感又は情報発信できる何らかの設備を少なくとも1点は設置すること。（例：ディスプレイ、デジタルサイネージ、県産品の展示コーナー等）
- ⑦ 施設運営者が、県内市町村や観光事業者等と連携して、対象区域を活用したイベント等を開催することを可能とする配置とすること。
- ⑧ 上記①～⑦の実現のためにビル共用部に係る増設、施工等が必要な場合には、当該経費を本事業費の中に見込むこと。（ただし、ビル共用部に係る増設、施工等を実施する場合は、霞城セントラルビル管理組合等との調整が必要となることに留意すること。）
- ⑨ 上記仕様のほか、本業務の実施に必要なと思われるものは上限額の範囲で独自に提案すること。

（5）その他、業務遂行にあたっての留意事項

- ・ビル内での施工、運搬等にあたっては、霞城セントラルビル管理組合への事前の入館許可等を適正に行うとともに、作業に際しては発注者及び同管理組合の指示に従うこと。
- ・特に、電源関係の施工にあたっては、ビル内の共用部及び他の施設へ影響を及ぼすことの無いよう、ビル管理組合等と十分な事前調整を行うこと。

5 成果物

(1) 提出物

- ① 業務完了報告書（A4判）
- ② 完成図面（平面図、電気系統図等）
- ③ 備品の取扱説明書ほか運用に必要な資料

上記①については紙媒体で1部を、②及び③については紙媒体及び電子データを収録したCD-ROMを2部ずつ提出すること。

6 その他

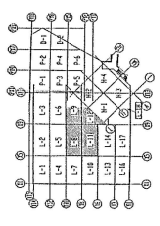
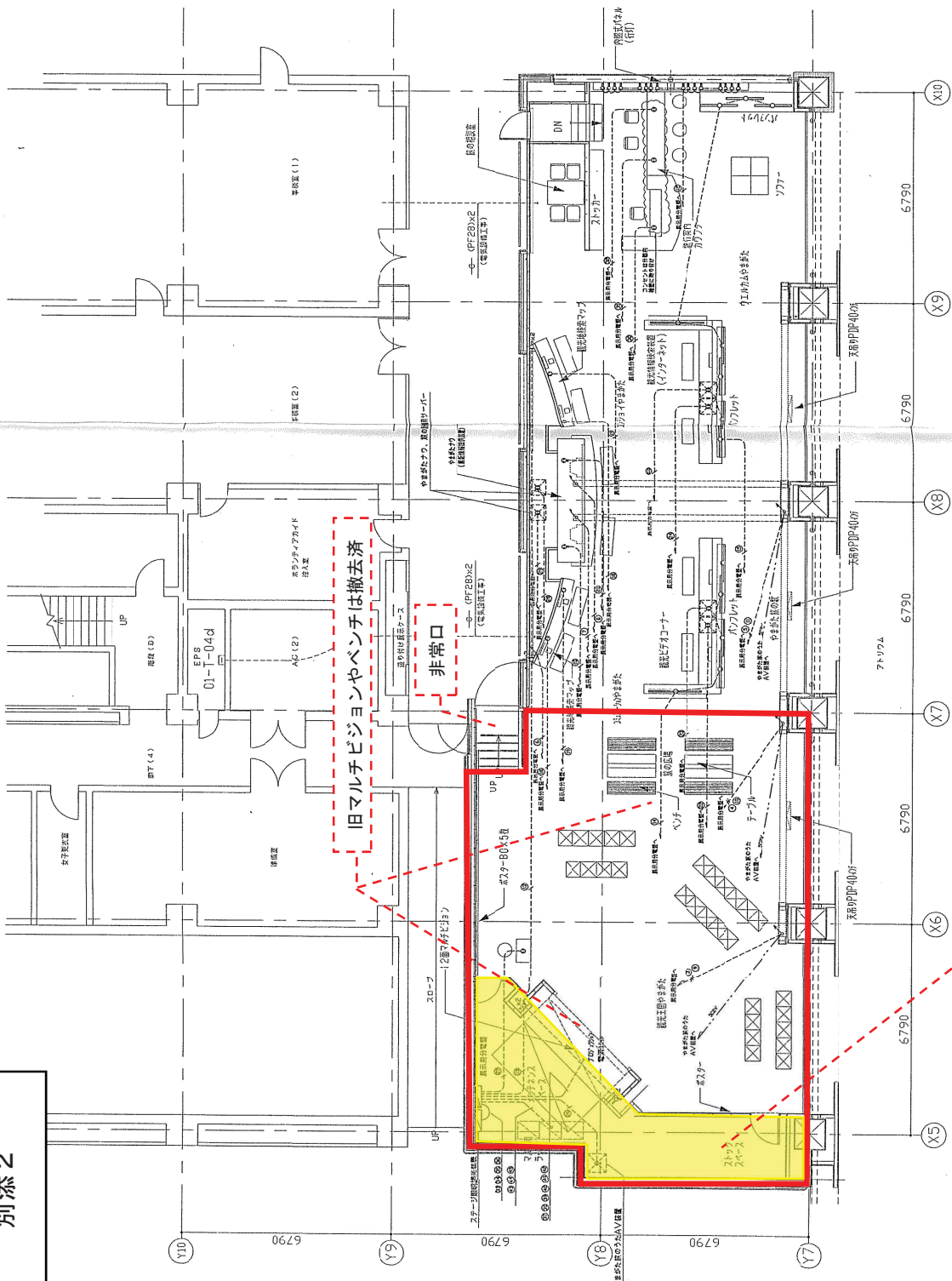
- (1) 詳細な業務内容は、契約時または契約期間中に、県と受注者とで協議の上、変更する場合がある。
- (2) 受注者及び業務従事者等（本件業務に直接・間接を問わず関わる全ての者）は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、県の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た秘密を第三者に漏洩し、または、開示してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。
- (3) 受注者は、従業者の雇用に当たっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- (4) 本業務の成果物及び本業務により設置等した備品に係る著作権及び所有権はすべて県に帰属するものとする。
- (5) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、県と受注者とが協議して決定する。

山形県観光情報センター機能強化事業
企画提案評価基準

審査項目、項目別配点及び審査の視点

	審査項目	配点	審査の視点
①	業務の実施体制	5	・本業務を実施するための十分な体制が構築されているか。
②	業務工程	5	・本業務を実施するために無理のない日程となっているか。
③	業務実施の考え方、内容	15	・基本仕様書の内容を踏まえ、本業務の目的等を十分に理解した提案となっているか。
		15	・来館者にとって魅力ある空間デザインになっているか。 ・県観光情報センターそのものや、霞城セントラルビル等のJR山形駅西口エリア全体の魅力向上に資するか。
		15	・設置する備品の選定は、仕様を十分に満たす内容となっているか。 ・施設運営者や来館者にとって使いやすい提案になっているか。
		10	・独自のノウハウや経験等を活かした創意工夫が図られているか。
		10	・県内観光地、観光施設又は県産品の魅力を十分に理解し、それらの価値を高める提案になっているか。
		15	・来館者を、実際の県内観光地、観光施設への訪問又は県産品の購買等へ誘導する機能を有する提案内容となっているか。
④	同種または類似事業の実績	5	・同種又は類似する事業の実績があり、本事業の実施能力を十分に有すると判断できるか。
⑤	価格提案・経費積算	5	・上限額の範囲内に収まり、提案内容に見合った積算となっているか。
	合計	100	

別添 2



凡例

- 盤付けコンセント
 - 什器内または装置内取付コンセント
 - ♀ フロアコンセント 2P15A,E付き、220
 - トランプ型蛍光灯 FL40W-1
 - トランプ型蛍光灯 FL40W-1 (縦付け)
- 特記なき配線は下記の通り
- 選作用ケーブル配線 VVF 1.6-3C
 - OAフロア内ケーブル配線 VVF 1.6-3C
 - OAフロア内ケーブル配線 VVF 2.0-3C
 - OAフロア内ケーブル配線 VVF 2.0-3C x 2本
 - OAフロア内ケーブル配線 5C2V

黄色着色部分は現状のままバックヤードとして使用することを想定しているため、提案内容に含めなくともよい

山形県観光情報センター 平成13年開業当時

※赤実線囲み部分が本事業の対象区域（上限額の範囲で囲み外の区域も提案内容に含めることは可能）

別添資料3

○山形県観光情報センター条例

平成12年10月13日山形県条例第73号

改正

平成16年6月25日条例第46号

平成17年3月22日条例第38号

山形県観光情報センター条例をここに公布する。

山形県観光情報センター条例

(設置)

第1条 本県の観光に関する情報を提供するため、山形県観光情報センター（以下「センター」という。）を山形市に置く。

(指定管理者)

第2条 センターの設置の目的を効果的に達成するため、その管理を法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第3条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、センターの管理を行うものとする。

(1) 1日当たりの開館時間は、8時間以上とすること。

(2) 休館日は設けないこと。

(3) その他センターの管理上知事が必要と認める基準

2 指定管理者は、前項第1号の基準の範囲内で、あらかじめ知事の承認を受けてセンターの開館時間を定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした開館時間を公示するものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けてセンターを臨時に開館し、又は休館することができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) センターの運営に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理に関し知事が必要と認める業務

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成16年6月25日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月22日条例第38号）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 山形県観光情報センターの管理を法人その他の団体であって知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。